

令和2年5月22日

各県立特別支援学校長様

教 育 長
(特別支援教育課)

特別支援学校における臨時休業の解除等について（通知）

特別支援学校における臨時休業については、令和2年5月11日付けで通知をしているところですが、国における緊急事態宣言の解除や、県において専門家からの意見を踏まえ、6月1日（月）から臨時休業を解除することとします。ただし、特別支援学校については、指導の際に接触が避けられないことや、重篤化する基礎疾患等を有する幼児児童生徒が多いことなどの課題があり、一層慎重に対応することが求められ、引き続き感染拡大防止の対策をとる必要があることから、学校再開に当たり、次の点に留意してください。

1 分散登校

特別支援学校においては、一層慎重に新型コロナウイルス感染症への対応を行う必要があることから、6月1日から6月14日までの間、登校する幼児児童生徒数が概ね50%となるよう分散登校を実施した後、6月15日から「新しい生活様式」による全面再開とすること。

分散登校の実施に当たり、高等部3年生は、進路指導の観点から登校日数について考慮すること。なお、小規模校等において学校施設に余裕があり、感染症対策を行うことで3密にならずに授業が実施できると校長が判断した場合は、50%を超える幼児児童生徒を登校させることができること。

2 自主登校

分散登校を実施する際、保護者が仕事を休めない場合等において、社会福祉サービス等の利用ができない等のやむを得ない理由により、日中の間、幼児児童生徒の居場所を確保できない等の場合、個々の状況をよく把握した上で、登校日に設定されていない日に、この状況の幼児児童生徒の自主登校を受け入れるものとする。

3 スクールバス

スクールバス乗車中の3密を避けるため、乗車率50%を超えるコースのスクールバスについて、6か月間増便等の対策をとることとしており、運行業者と協議が整ったコースから6月1日以降実施することとする。分散登校により登校する幼児児童生徒数が少ない中でも増便等は実施すること。

4 給食

給食については、できる限り食堂で一斉に喫食することを避け、各教室において少人数で実施したり、教室においても机を向かい合わせにしないなどの工夫を行って実施するなどの対策をとること。

5 医療的ケアの必要な幼児児童生徒への対応

医療的ケアを必要とする幼児児童生徒や基礎疾患等のある幼児児童生徒の登校については、罹患し

た際には重症化するリスクが高いことを十分に保護者に説明し、主治医等への相談の状況を踏まえ、保護者と十分に協議した上で慎重に判断すること。

6 寄宿舍

寄宿舍は6月1日から再開すること。

7 授業実施時の感染防止対策

身体接触による指導が必要な場合もあり、手洗いや消毒等の実施などの感染症拡大防止をとり、授業を実施すること。

担当 管理係

電話 082-513-4981 (ダイヤルイン)